

## 前橋市ジョブ・リターン制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結婚、育児、介護又は看護を理由にやむを得ず本市を退職した者を職員として選考（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の2第1項ただし書に規定する選考をいう。以下同じ。）により採用する制度（以下「ジョブ・リターン制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 前橋市職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る。）をいう。
- (2) 退職 前橋市職員服務規程（昭和43年前橋市訓令甲第2号）第15条第2号に規定する退職届を提出して職員を退職することをいう。
- (3) 育児 職員が、当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第2条第1項本文及び前橋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年前橋市条例第5号）第2条の2の規定によりその養育のために職員が育児休業をすることができることとされている子をいう。以下同じ。）であり、かつ、小学校の始期に達するまで（市長が特に必要と認める場合にあっては、市長が当該職員の事情を考慮してその都度定める時期まで）の者を養育することをいう。
- (4) 看護 職員が、当該職員の子であり、かつ、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が別に定めるその子の世話をを行うことをいう。）することをいう。
- (5) 介護 職員が要介護者の介護をすることをいう。
- (6) 要介護者 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年前橋市条例第4号）第15条第1項に規定する要介護者をいう。

### (対象者)

第3条 ジョブ・リターン制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和31年前橋市条例第18号）が定める定年退職者等の場合の退職手当の基本額に基づき当該退職手当を支給された者及び同条例8条の3第2項の規定に基づき認定され、退職した者を除く。

- (1) 結婚、育児、介護又は看護を理由に職員として勤務することが困難であったことを理由にやむを得ず退職した者であること。
- (2) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が3年以上であること。
- (3) 再採用選考申込書の提出期日において、退職の日の翌日から起算して10年を経過した日までの間にある者であること。
- (4) 再採用時の年齢が、前橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年前橋市条例第34号）で規定する職員の定年未満であること。

2 次に掲げる期間で、その期間が1月以上であるものは、在職期間から除算するものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間
- (2) 法第29条第1項の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定による専従休職の期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間

（再採用の申出）

第4条 結婚、育児、介護又は看護を理由にやむを得ず退職した者であって、就業が可能となり、ジョブ・リターン制度を利用して職員として採用されること（以下「再採用」という。）を希望するものは、毎年市が別に定める期日までに再採用選考申込書（様式第1号）を職員課に提出するものとする。

（選考）

第5条 選考は、面接、論文及び退職前3年度分の勤務成績（第3条第2項各号に掲げる期間における勤務成績を除く。）に基づき決定するものとする。

2 市長は、合否にかかわらず選考の結果を通知するものとする。

（再採用の時期）

第6条 再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。

（再採用者の職種、初任給等）

第7条 再採用の決定した者（以下「再採用者」という。）の職種は、在職期間における職種と同一とする。

2 再採用者の職務の級は、在職期間の末日における職務の級とする。ただし、在職期間の末日における職務の級が4級以上であった再採用者については、原則として4級とする。

3 再採用者の初任給は、前橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和33年規則第2号）に基づき決定するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、ジョブ・リターン制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

再採用選考申込書

私は、結婚、育児、介護又は看護のために退職しましたが、就業が可能となったため、職員採用に係る選考を受験したいので次のとおり申し込みます。

氏 名		写真 (最近6か月以内 撮影、上半身・ 正面向、縦4.5cm ×横3.0cm)
住 所		
生 年 月 日		
連絡先電話番号		
退 職 年 月 日		
退職の理由となつた結婚、育児、介護又は看護の現在の状況		
退職後の勤務先 (勤務先名/所在地 /職務内容/在職期間/うち業務に従事していない期間)		
退職後に取得した資格免許・特殊技能等(資格・免許の名称/種別/取得年月日/資格免許・検定等の取扱期間)		